

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第三十二条第一項第七号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたも</p>	<p>（許可申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第三十二条第一項第七号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたも</p>

のに限る。)とする。

一七七 (略)

八 別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿及び親会社
(当該業者になろうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受
けようとする者の総株主等の議決権の二分の一以上の議決権に係
る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者を
いう。)の株主又は社員の名簿

九 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損
益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれら
に代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立さ
れた法人にあつては、商法第三十三条第二項の規定により成立の
ときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

のに限る。)とする。

一七七 (略)

八 別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿及び親会社
(当該業者になろうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受
けようとする者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以
上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者
をいう。)の株主又は社員の名簿

九 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損
益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれら
に代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立さ
れた法人にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三
十三条第二項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又は
これに代わる書面

別紙様式第1号(第1条・第6条関係)

(第3面)

7. 令第4条及び第6条第2項に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	職名	住 所
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
計 名		

(記載上の注意)

- 第2条に規定する特定債権等譲受業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、投資者の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者に該当する者をすべて記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第7面)

11. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する議決権の数		住 所
	個	割合 %	

別紙様式第1号(第1条・第6条関係)

(第3面)

7. 令第4条及び第6条第2項に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	職名	住 所
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
計 名		

(記載上の注意)

- 省令第2条に規定する特定債権等譲受業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、投資者の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者に該当する者をすべて記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第7面)

11. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
	個	割合 %	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する議決権の数の第3条第1号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、省令第3条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

別紙様式第5号(第4条第8号・第22条関係) (日本工業規格A4)
(第1面)

1. 株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合(B/A)
	個	%
計	個	%

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
2. 「総株主等の議決権」とは、第3条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

(第2面)

2. 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号	-----
(ふりがな) 代表者氏名	-----
住所	
(A) 総株主等の議決権の数	個
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数
	割合(B/A)
	個
	%

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順に従い2名(法人を含む。)について記載すること。
2. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。
3. 「総株主等の議決権」とは、第3条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

別紙様式第5号(第4条第8号・第22条関係) (日本工業規格A4)
(第1面)

1. 株主又は社員の名簿

(A) 発行済株式の総数及び 資本の額又は出資の総額	千株(又は口) 百万円	
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数 又は出資の金額	割合(B/A)
	千株(又は口) 百万円	%
計	千株(又は口) 百万円	%

(記載上の注意) 保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。

(第2面)

2. 親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号	-----
(ふりがな) 代表者氏名	-----
住所	
(A) 発行済株式の総数及び 資本の額又は出資の総額	千株(又は口) 百万円
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数 又は出資の金額
	割合(B/A)
	千株(又は口) 百万円
	%

(記載上の注意)

1. 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い2名(法人を含む。)について記載すること。
2. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。

別紙様式第10号 (第13条関係)

(第4面)

財産の状況

(特定債権等譲受業以外の事業を営む場合には、特定債権等譲受業部門を含む全体の財産の状況及び特定債権等譲受業部門についてのみ財産の状況を作成すること。ただし、特定債権等譲受業部門についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表
年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
			未払法人税等		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物					
器具・備品					
土地			負債合計		
			資 本 の 部		
			資 本 金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			資本準備金		
投資有価証券			その他資本剰余金		
長期差入保証金			利益剰余金		

別紙様式第10号 (第13条関係)

(第4面)

財産の状況

(特定債権等譲受業以外の事業を営む場合には、特定債権等譲受業部門を含む全体の財産の状況及び特定債権等譲受業部門についてのみ財産の状況を作成すること。ただし、特定債権等譲受業部門についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表
年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
			未払法人税等		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物					
器具・備品					
土地			負債合計		
			資 本 の 部		
			資 本 金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			余剰金(又は欠損金)		
投資有価証券			当期末処分利益(又は 当期末処理損失)		
長期差入保証金			(うち当期純利益		

			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益(又は当期末処理損失)		
			(うち当期純利益(又は当期純損失))		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
貸倒引当金			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

1. 本表は、有価証券報告書をもつてこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

			(又は当期純損失)		
貸倒引当金					
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

1. 本表は、有価証券報告書をもつてこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

必 出 帳	現 行								
<p data-bbox="210 276 633 308">別紙様式第11号（第14条関係）</p> <p data-bbox="607 344 656 368">裏面</p> <table border="1" data-bbox="181 384 1070 691"><tr><td data-bbox="192 408 611 432">特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい</td><td data-bbox="622 384 1059 691"></td></tr><tr><td data-bbox="192 472 248 496">（略）</td><td></td></tr></table> <p data-bbox="181 715 725 770">（備考）1．用紙の大きさは、日本工業規格B 7とする。 2．発行者は、<u>経済産業大臣</u>とする。</p>	特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい		（略）		<p data-bbox="1133 276 1556 308">別紙様式第11号（第14条関係）</p> <p data-bbox="1518 344 1568 368">裏面</p> <table border="1" data-bbox="1104 384 1993 691"><tr><td data-bbox="1115 408 1534 432">特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい</td><td data-bbox="1545 384 1982 691"></td></tr><tr><td data-bbox="1115 472 1171 496">（略）</td><td></td></tr></table> <p data-bbox="1104 715 1648 770">（備考）1．用紙の大きさは、日本工業規格B 7とする。 2．発行者は、<u>通商産業大臣</u>とする。</p>	特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい		（略）	
特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい									
（略）									
特定債権等に係る事業の規制に関する法律抜すい									
（略）									

別紙様式第12号 (第17条・第22条関係)

8. 令第8条第1項及び第2項に規定する使用人 (第3面)

(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
計 名		

(記載上の注意)

- 第19条第1項に規定する小口債権販売業又は特定債権等譲受業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、投資者の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者に該当する者をすべて記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

11. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所 (第7面)

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する議決権の数		住 所
	個	割合 %	

別紙様式第12号 (第17条・第22条関係)

8. 令第8条第1項及び第2項に規定する使用人 (第3面)

(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
-----		電話番号 () -
計 名		

(記載上の注意)

- 省令第19条第1項に規定する小口債権販売業又は特定債権等譲受業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、投資者の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者に該当する者をすべて記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

11. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所 (第7面)

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
	個	割合 %	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する議決権の数の第3条第1号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、省令第3条に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

別紙様式第15号 (第35条関係)

(第4面)

財産の状況

(小口債権販売業以外の事業を営む場合には、小口債権販売業部門を含む全体の財産の状況及び小口債権販売業部門についてのみ財産の状況を作成すること。ただし、小口債権販売業部門についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表
年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
			未払法人税等		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物					
器具・備品					
土地			負債合計		
			資 本 の 部		
			資 本 金		
無形固定資産			資本剰余金		
投資等			資本準備金		
投資有価証券			その他資本剰余金		
長期差入保証金			利益剰余金		

別紙様式第15号 (第35条関係)

(第4面)

財産の状況

(小口債権販売業以外の事業を営む場合には、小口債権販売業部門を含む全体の財産の状況及び小口債権販売業部門についてのみ財産の状況を作成すること。ただし、小口債権販売業部門についてのみ作成することが困難な場合には、その旨を欄外に記載すること。)

1. 貸借対照表
年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
			未払法人税等		
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物					
器具・備品					
土地			負債合計		
			資 本 の 部		
			資 本 金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			余剰金(又は欠損金)		
投資有価証券			当期末処分利益(又は 当期末処理損失)		
長期差入保証金			(うち当期純利益		

			利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益(又は当期末処理損失)		
			(うち当期純利益(又は当期純損失))		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
貸倒引当金			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

1. 本表は、有価証券報告書をもつてこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。

			(又は当期純損失)		
貸倒引当金					
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

1. 本表は、有価証券報告書をもつてこれに代えることができる。
2. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差支えない。